

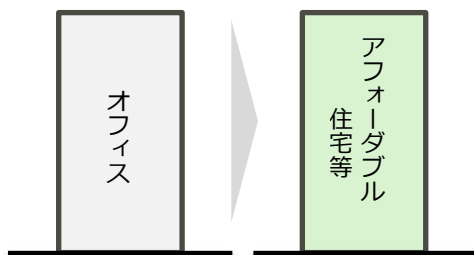
「リノベーションによるアフォーダブル住宅供給チャレンジ事業」の概要

民間事業者等が都内に所在する既存ビルをリノベーションするもののうち、アフォーダブル住宅の供給などにより、地域のまちづくりに資する優良な事業を選定し、リノベーションにかかる費用の一部を都が補助します。

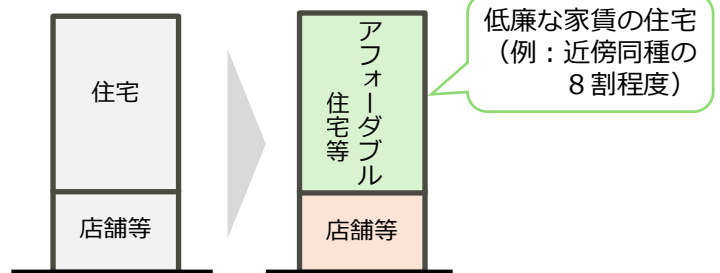
都は、リノベーションまちづくりによるアフォーダブル住宅の供給に向けた課題や効果の知見を収集し、今後の取組に反映させるとともに、事業を取組事例として発信するなど、地域のまちづくりと連携しながら、アフォーダブル住宅の供給を促進していきます。

（対象事業のイメージ）

- ◆ 機能更新が遅れたオフィスビルをアフォーダブル住宅へ再生



- ◆ 特徴的な産業の集積地や商店街にある店舗付き住宅をアフォーダブル住宅等に再生



【補助対象】

- ・ 改修工事費（設計費・耐震改修工事費を含む）

【補助金の交付額】

- ・ 1件当たり、補助対象となる費用の1／2かつ2,000万円を上限

【主な応募要件】

建築物	➤ 本事業に建築物を活用することについて建物所有者の同意を取得 ➤ 建築基準法その他関係法令に適合した建築物又は今回の工事で適合する建築物 ➤ 耐震性を有する又は耐震改修する建築物
事業	➤ アフオーダブル住宅の供給などにより地域のまちづくりに資する事業 ➤ 都内で実施するリノベーション ➤ 令和8年度中にリノベーションに関する設計又は工事に着手し、令和9年度中に改修工事及び支払いを完了することが見込まれる事業
アフオーダブル住宅	➤ 住宅は地域のまちづくりに資するもの ➤ 家賃は近傍同種の賃貸住宅の家賃より低廉な水準 ➤ アフオーダブル住宅を10年間運営
提案事業者	➤ 過去10年以内に既存ビル全体のリノベーションをした実績 ➤ 建物所有者又は建物所有者と契約関係にあるものが代表事業者

※ 事業終了後10年間は財産処分制限があります。